

物件調書

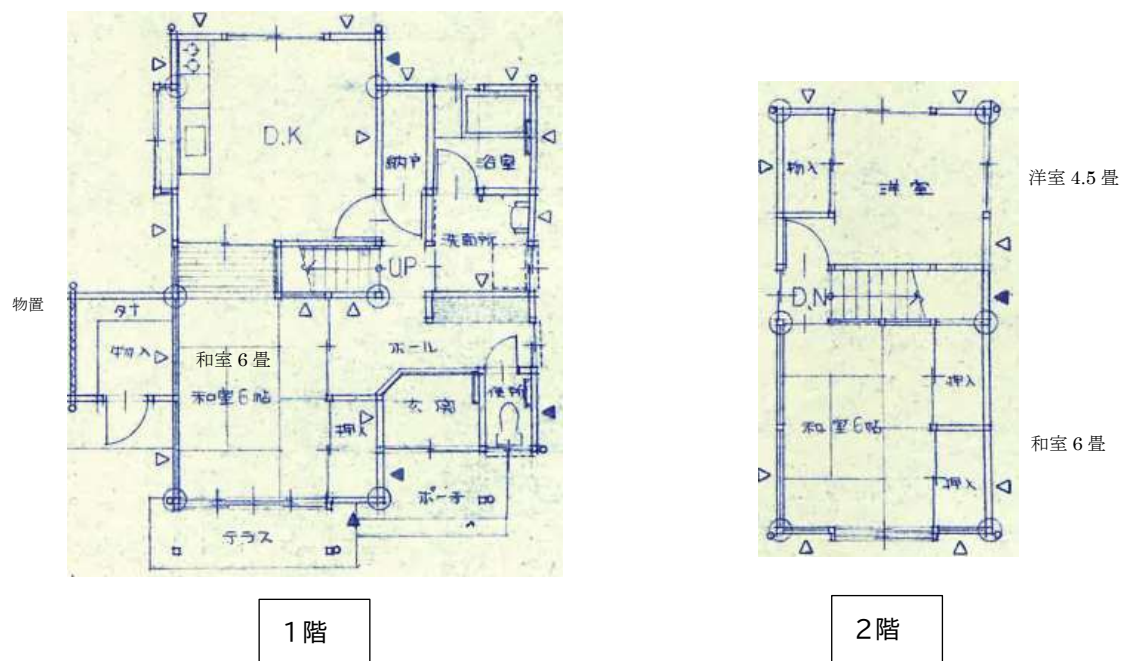
物件番号①

				売却価格	1, 794, 740円	
所 在 地	鳥取県東伯郡北栄町六尾字配竹 3 5 4 番 2 0					
住 居 表 示	鳥取県東伯郡北栄町六尾 3 5 4 番地 2 0					
地 籍	188.92 m ²	地 目	宅地	建物面積	54.87 m ²	
建 物 構 造	平成6年度建築 木造2階建 倉庫1棟・駐車場1台					
接面道路の幅員等	北側：町道（幅員約12.0m（歩道含む））に接面					
都市計画法等の制限	都市計画区域内					
交通機関	バス 六尾バス停 約100m J R 由良駅 約1,100m					
公共機関等	役 場	約650m（役場大栄庁舎）		こども園	約1,500m（大誠こども園）	
	交番等	約1,200m（由良駐在所）		小 学 校	約1,000m（大栄小学校）	
	郵便局	約900m（由良郵便局）		中 学 校	約1,000m（大栄中学校）	
参 考 事 項	（立地） ・本物件は、北栄町役場大栄庁舎の南東約400mに位置しています。 ・所在自治会は六尾北団地自治会（約40世帯）です。 （建物に関する表題登記） ・建物に関する表題登記及び権利登記は行われておりませんので、購入者において行っていただく必要があります。 ・町は、表題登記及び権利登記に必要な協力は可能な範囲で行いますが、費用は一切負担しません。 （残地物件等） ・建物内の残置物件については、現状のまま引渡します。 （設備） ・電気及び電話は付近の併用電柱から引き込みが可能です。 ・給排水設備については接面道路の本管より引き込み及び接続済みです。 ・テレビはケーブルテレビ線を引き込み済みです。 ・ガスはガスボンベによる供給です。LPガス業者に申し込んでください。 ・台所給湯器なし。1F DK 電照器具あり、1F 和室、2F 電照器具なし。 ・畳傷有り、壁落書き・釘打ち等有り、ふすま破れ有り、便器ひび有りなど ・建物は<u>個人所有の六尾354番地21の建物と連棟式住宅</u>です。 ・建物の解体又は切離しが必要な場合は、購入者において行っていただく必要があります。町は費用負担しません。 ・建物の再建築にあたっては、354番地21の所有者と町の間で別に示す覚書を交わしており、<u>購入者には覚書の内容を継承するもの</u>とします。 ・雨水排水管は隣接者と共有となっていますので、覚書を交わす必要があります。					

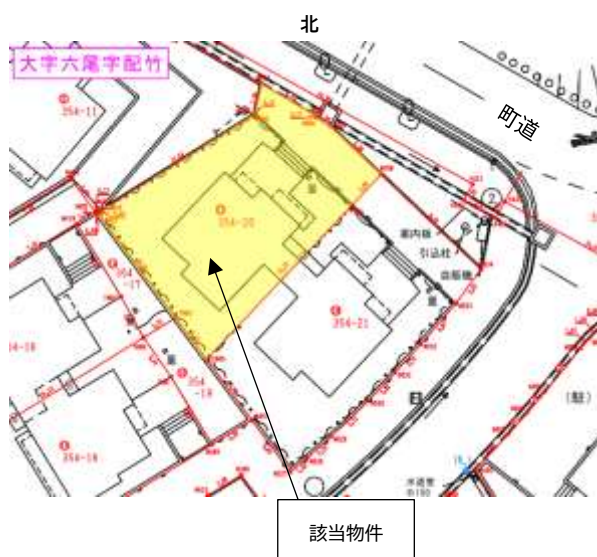
位置図



間取図



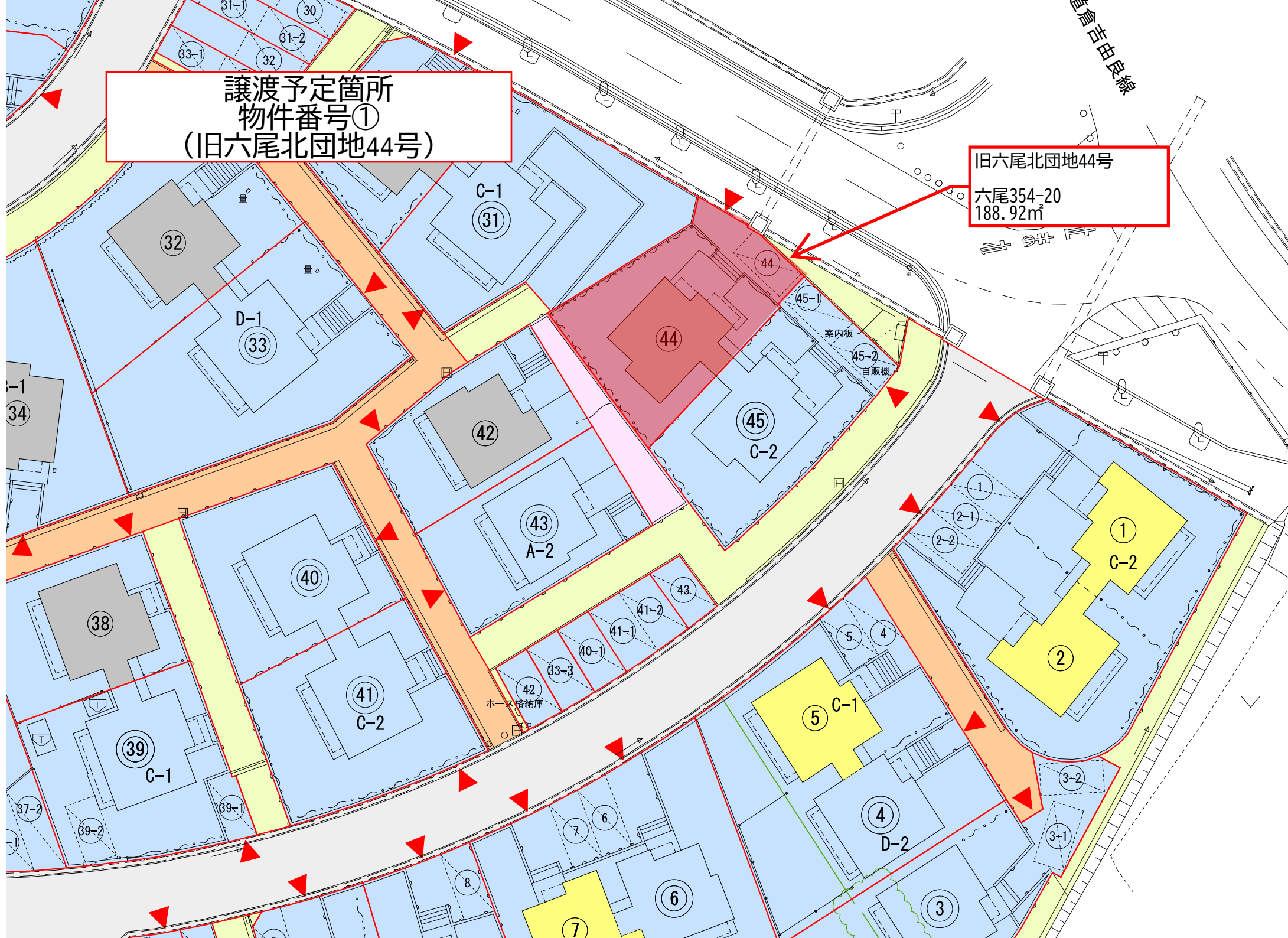
物件配置図・外観写真



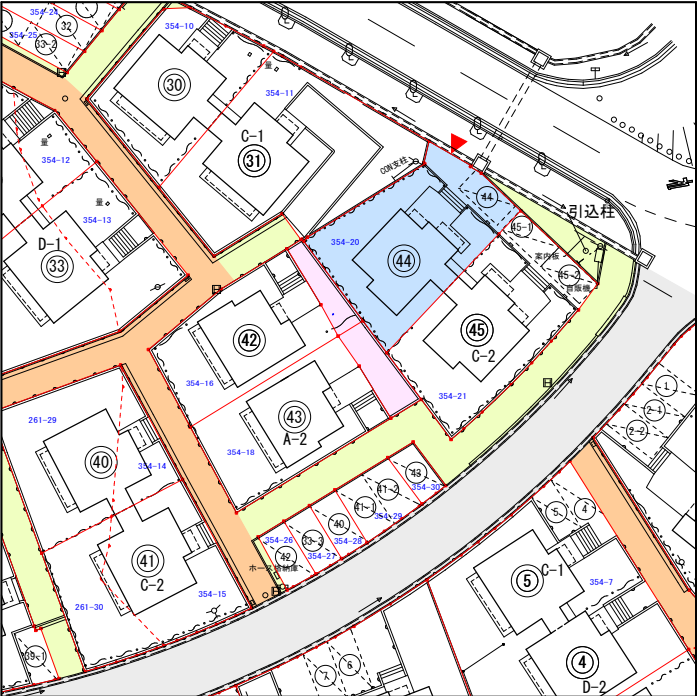
譲渡予定箇所
物件番号①
(旧六尾北団地44号)

旧六尾北団地44号

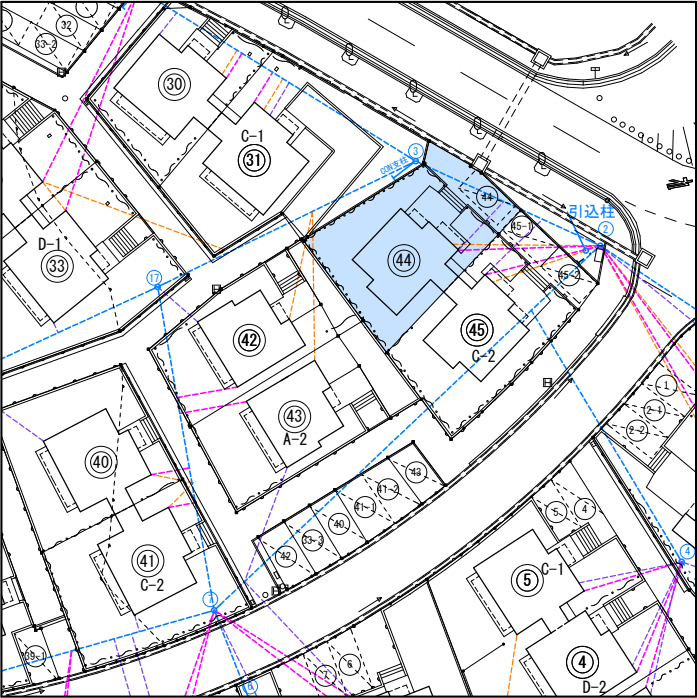
六尾354-20
188.92㎡



六尾北団地各戸敷地条件[4 4 号]



□架空線（電線）について



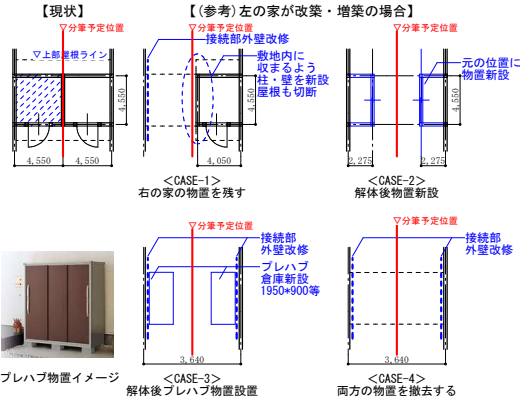
■住所番号: 354-20

■敷地面積: 188.92㎡

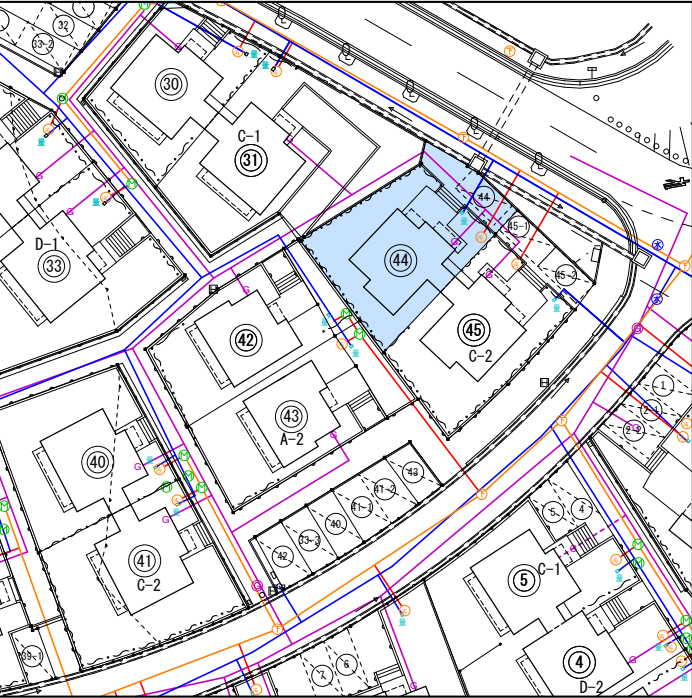
■駐車場について
住宅敷地内に1台駐車可能

□建築制限等について※譲渡後留意事項

■今後、10㎡以上の増築、解体して建替え（改築）の場合は「確認申請」を行い、県等の許可が必要です。
その確認申請をするためには、4 5 号との間の物置を解体し、敷地内に隣の建物が入っていない状態にする必要があります。
（垣根・フェンス等は対象外）
物置解体後の4 4 号側壁改修については隣接者と相談してください。



□地中埋設管について



■個別 L P G ボンベに変更する工事を
実施しました。
使用していないガス管は地中に残っています。
（ガスは抜いています）

■雨水排水は、4 5 号の雨水排水と共用の
桝を経由して側溝へ接続されています。
合流雨水桝は敷地境界上にあります。
解体等を行う場合は隣接者と相談し、
適切に処理してください。